

千葉県子どもの貧困対策推進計画(案)に係る意見等について

【説明】

- 意見等の総数76件に対し、対応○が23件、対応△が35件、対応×が18件となっております。
- 千葉県子どもの貧困対策推進計画案の記載内容【A】の項目は、第1回低所得階層福祉専門分科会及びパブリックコメントを実施した計画案の内容です
- パブリックコメント等でいただいた意見等【B】の項目は、すべての意見等について記載し、内容に合わせ要約しております
- 意見等に対する対応及び修正案【D】の項目は、意見等を勘案したうえ、関係部局等からの修正意見も踏まえた修正案の内容となります
- 意見等提案の相手方【E】の項目は、第1回低所得階層福祉専門分科会又はパブリックコメント、県庁各部局又は市町村の別を記載したものです

※ 対応【C】の記号について

- …… 修正する。追記して記載する。
- △ …… 現行の計画案により読み取れる。施策として取り組んでいる。等
- × …… 計画案としては対応しない。等

★ 千葉県子どもの貧困対策推進計画(案)の内容

計画(案)の項目	計画案の記載内容【A】	第1回低所得階層福祉専門分科会 県庁各部局・市町村・パブリックコメントによりいただいた意見等【B】	対応【C】	計画案 意見等に対する対応及び修正案【D】	意見等提案の相手方【E】
I はじめに					
2 基本理念					
P5	すべての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指します。 そのため、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に連携し、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりに取り組まします。	千葉県の独自性を盛り込んでもらいたい。	○	《次のとおり、追記します》 すべての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長していきける、「千葉で生まれてよかった」と思える社会の実現を目指します。	第1回低所得階層福祉専門分科会
4 計画の構成					
(1) 県内の「子どもの貧困」の現状					
P5	政府の大綱においても、子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいついと言われており、子どもの貧困対策に取り組むに当たっては、子どもの貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要があるとされております。 子どもの貧困状況を示す数値や実態調査結果をもとに、県内の現状を整理します。	子どもの貧困の実態把握について、県主導で調査方法を確立することにより、具体的なデータに基づく施策が実現できると共に、市町村間比較を行うことが可能になると考える。	△	計画案「V 調査・研究」で取り組むこととしております。	市町村
5 対象となる地域					
P6	この計画は、千葉県全域を対象とし、県の施策だけでなく、市町村の施策も含めた取組みを整理します。	「県の施策だけでなく、市町村の施策も含めた取組みを整理します」とあるが、どの部分がそれにあたるのか不明である。4つの重点的支援施策のなかで、県の施策と市町村施策をかき分けられないことをこのように示しているのか。 市町村の施策も含めた取組みを整理するならば、読み手にとってわかりやすい構成にしてください。 また、新しい施策はあるのか。	△	各支援施策の実施主体(県・市町村等)について、ガイドブックに記載することを予定しております。 新規事業については、今後、子どもの貧困に関する指標の状況等を、毎年度確認し、必要性も含めて検討していきたいと考えております。	市町村
II 子どもの貧困に係る本県の現状					
3 生活保護を受給している子どもの高等学校等進学・中退率の状況					
P9	【表04】生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率	数値の空欄であるが、集計がまだで公表できないということか。	○	関係部局及び政令市・中核市へ照会を行い、最新の数値を記載します	市町村
4 小・中学校で就学援助を受けている児童生徒の状況					
P10	就学援助(生活保護の教育扶助を除く)を受けている児童生徒は、平成26年度で37,328人(全児童の7.9%)となっている。 平成25年度では37,222人(全児童の7.8%)であり、ほぼ横ばいとなっている。	「就学援助を受けている児童生徒」ではなく、「要保護及び準要保護児童生徒」と修正すべきである。また数値も全体的に修正する。 《理由》対外的に公表している標記及び数値に修正するため。	○	《次のとおり、修正します》 小・中学校で就学援助を受けている要保護及び準要保護児童生徒の状況 就学援助(生活保護の教育扶助を除く)を受けている要保護及び準要保護児童生徒は、 【表05】児童生徒の人数と就学援助を受けている要保護・準要保護児童生徒の割合 就学援助を実施した要保護及び準要保護児童生徒数(A) 就学援助を受けている児童生徒の割合率(A÷B)	県庁各部局
P10	【表05】児童生徒の人数と就学援助を受けている児童生徒の割合				
P10	〔数値根拠〕 ※ 児童生徒数は、各年5月1日現在の公立小中学校児童生徒数 ※ 就学援助の人数は学用品費等援助者数	要保護及び準要保護の説明を追加する。	○	《次のとおり、修正します》 ※ 要保護は、生活保護法に規定する要保護者である児童生徒数 ※ 準要保護は、各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定し、学用品費等を支給した児童生徒数 ※ 児童生徒数は、各年5月1日現在の公立小中学校児童生徒数 ※ 就学援助の人数は学用品費等援助者数	県庁各部局

★ 千葉県子どもの貧困対策推進計画(案)の内容

計画(案)の項目	計画案の記載内容 【A】	第1回低所得階層福祉支援専門分科会 県庁各部署・市町村・パブリックコメントによりいただいた意見等 【B】	対応 【C】	計画案 意見等に対する対応及び修正案 【D】	意見等提案 の相手方 【E】	
6 実態調査の結果概要						
(1) 教育の支援の利用状況						
P13	【全体の内容】 すべての項目において「利用したいができない」との回答が多く、その理由は「窓口や手続きが分かりにくかった」が多かった。 また、すべての項目において、「利用しているが充分ではない」との回答が少なかった。	実態調査の結果概要に関して、[全体の内容]ではじまっているが、支援の内容の説明がグラフになっており、分かりにくい。 このまとめ方であるならばグラフが先頭にあるほうが理解しやすいのではないか。	×	利用状況への回答について、全体の内容を整理し、県の考察を記載した。 図表は、その裏付け資料であるため、計画案の記載順は、現行どおりとさせていただきます。	市町村	
(2) 生活の支援の利用状況						
P14	【全体の内容】 「生活に関する相談」は4割強が「よく利用している・利用したことがある」一方で、同じ「生活に関する相談」や「子どもの就労・就職支援」について、約3割が、「利用したいができない・利用しているが充分ではない」が多く、その理由は「窓口や手続きがわかりにくかった」が多かった。 また、「子どもの居場所づくり」「子どもの就労・就職支援」については、「必要ではない」との回答が多かった。				市町村	
(3) 保護者に対する就労支援の利用状況						
P15	【全体の内容】 「仕事(就職)に関する相談」と「求職活動に向けた助言や就職のあっせん」については、4割が「よく利用している・利用したことがある」一方で、一般的に「利用したいができない」との回答が多かった。 その理由は「仕事(就職)できる体や心の状態ではない」が最も多く、次に「窓口や手続きがわかりにくかった」、「問題の解決に結び付かなかった」の順となっている。				市町村	
(4) 経済的支援の利用状況						
P16	【全体の内容】 「子どもの医療費の助成」と「児童扶養手当」については、「よく利用している」との回答が多い一方で、「生活福祉資金の貸付け」については、「利用したいができない」が26%となっており、その理由は、「住んでいる市町村では実施していない」が最も多く、次に「窓口や手続きがわかりにくかった」となっている。	市町村				
Ⅲ 子どもの貧困に関する指標						
2 生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率						
P21	【指標の数値】 生活保護受給者の高等学校等進学率 県全体の高等学校等進学率 【目標】 生活保護受給者の高等学校等進学率 ⇒ 県全体の高等学校等進学率に近づける	「年度」を基準としているが、卒業者が対象であることを示したいのであれば、「平成●●年3月卒業生」と書いた方がよい。 (学校基本調査でも国発表の個表内では、卒業時点を書いており、当課の作成している冊子『教育便覧』掲載の進路状況調査でも同様に記載している。)	○	年度の標記ではなく、「●●年3月(卒業生)」とします。	県庁各部署	
4 生活保護を受けている子どもの大学等進学率						
P22	【指標の内容】 県内で生活保護を受けている子どもの大学等進学率	生活保護法では、進学する者を保護世帯から分離することにより大学等への進学を可能としているが、保護を受給しながらの大学等への進学は認められていない。 また、多くの場合、進学にあたっては、奨学金や貸付等を活用することになるため、結果として進学する者が多額の負債を抱えることになり、将来的に負債の返済が生活を圧迫することにもなりかねず、一概に貧困対策につながるとは言えないのではないかと懸念されている。 生活保護を受給している子どもの大学等進学率を県全体の大学等進学率に近づけるという目標設定がなされた場合、保護受給世帯に対し大学等への進学を積極的に支援することになると思われるが、そのような支援が適当であるかどうか疑問である。	×	意欲のある子どもが、生活保護の受給の有無により、大学等への進学が閉ざされることが無いように、支援制度の情報提供及び、大学等への進学が選択できることは重要だと考えております。	市町村	
P22	【指標の数値】 生活保護受給者の大学等進学率 県全体の大学等進学率 【目標】 生活保護受給者の大学等進学率 ⇒ 県全体の大学等進学率に近づける	「年度」を基準としているが、卒業者が対象であることを示したいのであれば、「平成●●年3月卒業生」と書いた方がよい。 (学校基本調査でも国発表の個表内では、卒業時点を書いており、当課の作成している冊子『教育便覧』掲載の進路状況調査でも同様に記載している。)	○	年度の標記ではなく、「●●年3月(卒業生)」とします。	県庁各部署	

★ 千葉県子どもの貧困対策推進計画(案)の内容

計画(案)の項目	計画案の記載内容 【A】	第1回低所得階層福祉専門分科会 県庁各部署・市町村・パブリックコメントによりいただいた意見等 【B】	対応 【C】	計画案 意見等に対する対応及び修正案 【D】	意見等提案 の相手方 【E】
5 生活保護を受けている子どもの就職率					
P22	〔指標の数値〕 生活保護受給者の中学校卒業後就職率 県全体の中学校卒業後就職率 生活保護受給者の高等学校卒業後就職率 県全体の高等学校卒業後就職率 〔目標〕 生活保護受給者の中学校卒業後就職率 ⇒ 高等学校等に進学しない生活保護の子どもの 中学校卒業後の就職率を上げる 生活保護受給者の高等学校卒業後就職率 ⇒ 大学等に進学しない生活保護の子どもの 高等学校卒業後の就職率を上げる	「年度」を基準としているが、卒業者が対象であることを示したいのであれば、「平成●●年3月卒業生」と書いた方がよい。 (学校基本調査でも国発表の個表内では、卒業時点を書いており、当該の作成している冊子『教育便覧』掲載の進路状況調査でも同様に記載している。) 基準日の就職率の指標は、全体の母数に大学(高校)への進学者数も含んでいるが、目標値の指標は「大学等(高校等)に進学しない～」と書いてあり、進学者を含んでおらず、比較対象としてそろっていない。	○	年度の標記ではなく、「●●年3月(卒業生)」とします。	県庁各部署
			○	別添「5 生活保護を受けている子どもの就職率」及び「6 生活保護を受けている子どもの中学校及び高等学校・専修学校等卒業後に進学しなかった子どもの就職率」のとおり修正します。 【※ 別添を参照】	県議会議員 県庁各部署
7 スクールソーシャルワーカーの配置人数					
P23	〔目標〕 なし	スクールソーシャルワーカーの配置人数について、現在の数値のみであって、目標値が記載されていない。	×	目標は設定しないが、今後のスクールソーシャルワーカーの配置について、その活動状況や効果の検証をとおり、事業の充実を図ることとしております。	市町村
9 児童扶養手当の受給者数					
P24	〔指標の数値〕 児童扶養手当受給者数	受給者数よりも支給額が視点として大事ではないか。 それは、受給者数が減少しても手当の全部支給者が増えれば支給額が増加することとなり、一概に受給者の減少が貧困率の減少につながらないからである。人数で指標を出すのであれば、「全部支給者」「一部支給者」を把握することが必要ではないか。	△	児童扶養手当は、一定の所得以下の方が受給する制度であり、指標としては、受給者数が適当と考えております。	市町村
指標全般について					
P21 ~24		数値目標がない。 数値目標を掲げていないのは、実効性がない計画になりそうだと感じた。 P21「1 生活保護を受けている17歳以下の人数と割合」、P23「6 小・中学校で就学援助を受けている児童生徒の人数と割合」「7 スクールソーシャルワーカーの配置人数」「8 スクールカウンセラーの配置率」、P24「児童扶養手当の受給者数」の目標がないが、目標を記載しない理由は何か。 目標の記載がない指標に、目標値を設定しなくていいのか。 指標に関して、国大綱指標にはある、児童養護施設関連など採用していない指標は、把握困難なため採用していないのか。	△	目標を設定していない指標のうち、「生活保護を受けている17歳以下の人数と割合」、「要保護及び準要保護児童生徒の状況」、「児童扶養手当の受給者数」は、減少が好ましい指標であるが、重要なのは、支援が必要な方に、支援が行き届くことであり、目標は設定しておりません。 また、「スクールソーシャルワーカーの配置人数」、「スクールカウンセラーの配置率」の目標は設定しないが、今後の配置について、その活動状況や効果の検証をとおり、事業の充実を図ることとしております。	パブコメ意見 パブコメ意見 市町村 県庁各部署
			×	児童養護施設に入所する児童人数は、県としての客体人数としては極めて少数で有り、指標として好ましくないと考えております。	県庁各部署
IV 具体的な県の施策					
1 教育の支援					
P25	すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の世代間連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。 また、本県の未来の担い手の育成という観点からも教育の充実を図る必要があります。 そのため、次のような取組みを進めていきます。	「貧困の世代間連鎖を断ち切るために、学校に通うことは当然に必要であること。」「身近な親族の就労する姿を見ることが重要であること。」「を入れていただきたい。	△	「学校に通うこと」については、P25の「教育の機会均等が確保され」で読み取れるものと考えております。 「身近な親族の就労する姿」については、P32の「その働く姿に子どもたちが接する」で読み取れるものと考えております。	市町村

★ 千葉県子どもの貧困対策推進計画(案)の内容

計画(案)の項目	計画案の記載内容 【A】	第1回低所得階層福祉専門分科会 県庁各部署・市町村・パブリックコメントによりいただいた意見等 【B】	対応 【C】	計画案 意見等に対する対応及び修正案 【D】	意見等提案 の相手方 【E】
	(1) 学校を核とした子どもへの支援				
P25	福祉面の支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。 また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局や機関、民間支援団体等と連携した取組みの充実を図る。	スクールソーシャルワーカーの配置を増やしてください。 高等学校では、わずか「2校」の状態です。定時制高校や通信制高校、また、貧困の生徒が多く学ぶ全日制高校でも、活用できるようにしてください。	△	P25の16行目から20行目に、「福祉面の支援を必要とする…(中略)…子どもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、…(中略)…取組みの充実を図る。」として、記載しております。	パブコメ意見
	[支援施策等の名称] スクールソーシャルワーカーの配置 スクールカウンセラーの配置	支援施策等の項目に、[教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施]を追加する。	○	《次のとおり、取組みを追加します》 [支援施策等の名称] スクールソーシャルワーカーの配置 スクールカウンセラーの配置 教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施	県庁各部署
	(2) 就学支援の充実				
新		学習支援に関し、ひとり親家庭の学習支援事業は、計画に盛り込まないのか。	○	《次のとおり、取組みを追加します》 ○ ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の推進を図る。	市町村
新		就学支援の充実に関して、生活困窮者自立支援制度による子どもの学習支援事業は、市町村によって対象者が異なることから、ひとり親家庭に対する学習支援事業(子どもの生活・学習支援事業)を加えていただくことで、ひとり親家庭への学習支援が、千葉県全体で担保できるのではないかと考えます。	○	[支援施策等の名称] 学習支援ボランティア事業	市町村
新		教育は、全員に平等にいきわたるべき。やる気のある人に、平等に機会を与えるべき。 子どもの貧困について、子どもに責任はない。一番重要なのは、貧困の連鎖を断ち切ること。	○	《次のとおり、取組みを追加します》 ○ 意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施するとともに、制度の活用や周知啓発を図る。 [支援施策等の名称] 生活福祉資金貸付制度(就学支援費) 生活福祉資金貸付制度(教育支援費)	低所得階層福祉専門分科会
P27	経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付けを実施する。	支援施策等の項目に、[高等学校等就学支援金]を追加する。	○	《次のとおり、取組みを追加します》 [支援施策等の名称] 奨学のための給付金 千葉県奨学資金の貸付け制度 高等学校等就学支援金	県庁各部署
	[支援施策等の名称] 奨学のための給付金 千葉県奨学資金の貸付け制度				
	(3) 大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援				
新		教育は、全員に平等にいきわたるべき。やる気のある人に、平等に機会を与えるべき。 子どもの貧困について、子どもに責任はない。一番重要なのは、貧困の連鎖を断ち切ること。	○	《次のとおり、取組みを追加します》 ○ 意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施するとともに、制度の活用や周知啓発を図る。 [支援施策等の名称] 生活福祉資金貸付制度(就学支援費) 生活福祉資金貸付制度(教育支援費)	低所得階層福祉専門分科会
P27	就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。	「地域若者サポートステーション事業」に関して、高等学校中退者について、履歴のブランクが生じさせないために、中退予定も対象とすることが望ましいのではないのか。	△	御指摘の中退予定者への支援につきましては、「1-(3)大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援」の○二つ目「高等学校中退者等」の部分において読み取ることができます。	市町村
	[支援施策等の名称] 地域若者サポートステーション事業				

★ 千葉県子どもの貧困対策推進計画(案)の内容

計画(案)の項目	計画案の記載内容 【A】	第1回低所得階層福祉専門分科会 県庁各部署・市町村・パブリックコメントによりいただいた意見等 【B】	対応 【C】	計画案 意見等に対する対応及び修正案 【D】	意見等提案 の相手方 【E】
1 教育の支援全般について					
P25 ～27		子供に学習の機会を提供するためにも、親に対し、学ぶことの大切さや進学必要性について意識改革を促す支援が必要と考える。また、地域で支える大人ひとりひとりが「子供の貧困」を自分の問題の一部と捉え、適切な支援を体現するための学習機会の提供も必要。	△	生活保護を実施する福祉事務所を通じ、子どもや親に対する高等学校等への進学の重要性の理解や、高等学校の就学費用を支給する生業扶助の活用が進むよう周知を図ることとしております。また、P26の1行目から4行目に、「学校における日々の…(中略)…子どもへの学習支援や体験活動、地域の住民との交流活動などを実施する。」として、記載しております。	市町村
		発達に心配のある子ども、またはその周辺にいる方への支援策を講じてほしい。現行では多数の制度があるが、グレーゾーンにいる子どもたちはそれら、多数の制度からこぼれ落ちているのが現状ではないか。	×	御意見として受け止めさせていただきます。	パブコメ意見
		教育、医療、福祉の連携の必要性が唱えられてから久しいが、個々人の生活実態にはそれが反映されていない。そのことを真面目にとりくんでほしい。	△	P38「Ⅶ計画の推進」においても、関係機関との連携について記載しております。	パブコメ意見
		放課後など、子どもの居場所として学校が想定されているが、「学校で居場所を見つけられない子」もいる。学校以外の場所に、子どもが自由に行けるよう「いつも開いていて、自分を受け入れてくれる」場所を確保・維持することが重要である。	△	放課後子ども教室及び子どもの学習支援事業を、計画案に記載しております。	パブコメ意見
		児童・生徒達の抱える問題の原因に家庭の問題を抱えていることが多いのは事実であり、今後スクールソーシャルワーカーの需要は高まっていく。スクールソーシャルワーカーはより細かな事情を把握すべきであるため、各校への配置を強力に進めていくべきである。	△	P25の16行目から20行目に、「福祉面の支援を必要とする…(中略)…子どもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、…(中略)…取組みの充実を図る。」として、記載したところである。	パブコメ意見
		アンケートでは、教育支援・生活支援・保護者の就労支援・経済的支援のいずれも重要との回答が多い。また、「一つの相談窓口から様々な支援へのつなぎ」「利用できる支援や相談窓口の情報提供」を望む回答が多い。 子どもの貧困対策は総合的かつ包括的な支援が求められるため、専門的な知識や技術を有している専門職の配置が必要である。相談機関の担当者の資格要件については、「社会福祉士」が適切であるとする。	×	相談支援を実施する各制度において、資格要件が示されているところであり、必要に応じて資格等が定められていると考えております。	パブコメ意見
		国では、SSW1万人、地域未来塾5,000中学校区実施など数値目標を示していますが、県としては示さないのか。	×	目標は設定しないが、今後のスクールソーシャルワーカーの配置について、その活動状況や効果の検証をとおして、事業の充実を図ることとしております。また、地域未来塾は、国の補助要件の見直しが検討されているため、国の動向を注視してまいります。	市町村
		特別支援学校のみならず、普通学校(小・中・高校)で学ぶ障害のある児童生徒等に対しても、就学支援を行ってください。	△	高校生については対象外ですが、小・中学校の児童生徒については、特別支援教育就学奨励費の支給対象とされております。	パブコメ意見
		学習支援に関しては、いじめや友人関係に配慮し、生活困窮者世帯とのくくりは早急に撤廃し、全般的な事業として進めることが有効である。	×	学習支援(生活困窮者自立支援制度等)のやり方の工夫により、いじめ等に対応できるものと考えております。	市町村
	高等学校等授業料無償化の復活を求めます。当面、2014年度から実施されている「就学支援金」については、対象となるすべての生徒に支給されるよう求めます。また、定時制・通信制高校の生徒に授業料の自己負担が生じないよう、県が措置することを求めます。 (このまま来年度を迎えますと、74単位履修をこえた単位数分は自己負担となってしまいます。)	×	御意見として受け止めさせていただきます。	パブコメ意見	
IV 具体的な県の施策					
2 生活の支援					
P28	貧困状態にある子どもたちやその親が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援体制の整備や充実が重要です。 また、健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、親の就労環境の整備や、子どもの就労、食・住生活や児童養護施設に入所する児童等への支援が必要です。 そのため、次のような取組みを進めていきます	千葉県の特色として、周りの人に関心をもってもらう。社会の子どもとして育てていく、地域で応援していくというのはどうか。	○	貧困状態にある子どもたちやその親が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、 地域において、必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が重要です。	低所得階層福祉専門分科会

★ 千葉県子どもの貧困対策推進計画(案)の内容

計画(案)の項目	計画案の記載内容 【A】	第1回低所得階層福祉専門分科会 県庁各部署・市町村・パブリックコメントによりいただいた意見等 【B】	対応 【C】	計画案 意見等に対する対応及び修正案 【D】	意見等提案 の相手方 【E】
	(1) 保護者への生活支援				
	新	千葉県の特色として、周りの人に関心をもってもらう。 社会の子どもとして育てていく、地域で応援していくというのはいかがでしょうか。	○	《次のとおり、取り組みを追加します》 ○ 子ども、障害者、高齢者など対象者を横断的に捉え、総合的な相談を実施するほか、関係機関と連携して、各種福祉サービスの提供に関わる支援・調整や権利擁護を行う。 [支援施策等の名称] 中核地域生活支援センターの設置(県内13箇所)	低所得階層福祉 専門分科会
	新			《次のとおり、取り組みを追加します》 ○ 民生委員・児童委員による相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。 また、社会福祉法人による子どもへの学習支援等の公益的な活動の促進を図る。 [支援施策等の名称] 民生委員・児童委員制度 社会福祉法人制度	低所得階層福祉 専門分科会
	P28 ○ 通常の日常生活を送ること自体が困難な状況にあるひとり親家庭に対し、母子生活支援施設への入所及びその施設による支援も含め、母子・父子自立支援員等による付き添い型の自立に向けた支援を実施する。 [支援施策等の名称] 母子生活支援施設	母子生活支援施設の説明に、不適切な部分があるため修正する。	○	《次のとおり、修正します》 通常の日常生活を送ること自体が困難な状況にあるひとり親家庭に対し、母子生活支援施設への入所及びその施設による支援も含め、母子・父子自立支援員等による付き添い型の自立に向けた支援を実施する。 ○ 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。	県庁各部署
	(2) 子どもの生活や就労への支援				
	新	事業として、「子どもと親のサポートセンター教育相談事業」を追加する。	○	《次のとおり、取り組みを追加します》 学校生活に関することや心や身体のこと、その他進路や適正に関すること等、子ども一人ひとりの状況に応じて、相談活動を通して支援・援助を図る。 [支援施策等の名称] 子どもと親のサポートセンター教育相談事業	県庁各部署
	P29	子どもの生活や就労への支援について、生活困窮者自立支援制度による子どもの学習支援事業(居場所機能)、ひとり親世帯に対する学習支援事業(居場所機能)を加えていただくことで、高校生の中退防止につながるのではないかと考えます。	△	P26「(2)就学支援の充実」において、生活困窮者自立支援制度による子ども及び、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を記載しております。	市町村
	2 生活の支援全般について				
	P28 ~31	相談窓口があっても、相談できない。助成金があっても申請しないとも思えない。これは、単なる周知、広報不足の問題だけではないと考える。 貧困世帯は周りに目がむけられるほど余裕があるわけではないので、アウトリーチ事業の中で個別に情報提供及び、必要に応じて申請の援助が必要。 生まれてから就学するまでは様々な福祉、保健的支援があり、切れ目なく連携して子育て世帯を支援しているが、就学以降は支援が途切れるものも少なくない。 就学以降、その担い手として、スクールソーシャルワーカーは重要な存在である。 現在SSWの雇用は非常勤職がほとんどであり、期待されている業務を遂行できているのかあらためて検討が必要。 国の子供の貧困対策に関する大綱においてもSSWの雇用を5年後には1万人にすると掲げているが、県として具体的に目標値を定め、雇用、配置についてロードマップを作成して示されたい。 また、子供ひとりひとりが価値ある人間として誇りを持てるような心のケアと併せて、社会に必要とされている実感をえられるような自然体験、社会体験、ボランティア体験など多くの体験が無償(もしくは安価)で、できるような仕組みをつくっていただきたい。	△	生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業により、地域の支援対象者を把握し、必要に応じて訪問支援(アウトリーチ)を行うこととしており、地域の実情に合わせ、アウトリーチの手法等も検討するよう、会議等で周知を図ります。 スクールソーシャルワーカーについては、目標は設定しないが、今後の配置について、その活動状況や効果の検証をとらして、事業の充実を図ることとしております。 自然体験等については、P29の14行目から16行目に「放課後や週末などの…(中略)…学習活動や農業等の体験活動、交流行事などを行っている市町村への支援を実施する。」として、記載しております。	市町村

★ 千葉県子どもの貧困対策推進計画(案)の内容

計画(案)の項目	計画案の記載内容 【A】	第1回低所得階層福祉支援専門分科会 県庁各部署・市町村・パブリックコメントによりいただいた意見等 【B】	対応 【C】	計画案 意見等に対する対応及び修正案 【D】	意見等提案 の相手方 【E】
IV 具体的な県の施策					
4 経済的支援全般について					
P34 ~36		高等学校等に進学する際に、制服代や修学旅行積立金、部活動に必要な費用も支援してください。 また、夜間定時制高校の給食費についても支援してください。	×	御意見として受け止めさせていただきます。	パブコメ意見
		結婚歴のないひとり親家庭への寡婦(夫)控除みなし適用についての検討はしないのか。	×	所得税法の法改正等の問題と考えております。	市町村
VII 計画の推進					
P38	県の関係部局や市町村、教育機関や就労支援機関などの関係機関と連携して、計画の推進を図っていきます。 また、この計画を着実に推進していくため、毎年度、子どもの貧困に関する指標の状況や施策の実施状況を確認し、その結果を公表するとともに、必要に応じ、施策の見直しを行います。	計画の推進について、具体的に本計画をどのように進めていくのかが記載されていない。	△	P38「VII計画の推進」に記載しております。	市町村
		PDCAサイクルについての記載がない。	△	PDCAサイクルによることとしております。	市町村
		各施策の目標値も記載されていないが、目標の進捗管理に関する記載がない。	△	P38「VII計画の推進」に記載しております。	市町村

計画案の全般(対象項目不明)への意見等

		虐待大綱を県版に直しただけのよう。 今ある事業をただ並べただけにしか見えない。 予算をかけずにできるものを羅列したのではないか。	△	計画について、支援を必要とする方や、相談支援の窓口などの関係機関への周知を図るとともに、個別の支援事業やそれらの窓口を整理したガイドブックを作成し、関係機関へ配布することによって、支援を必要とする方に対して、ニーズに応じた適切な支援が行われるよう、取り組んでまいります。	パブコメ意見
		国の虐待大綱を県版に直しただけのようで、県ならではのものが感じられないと思いました。また、今ある事業をただ並べただけで新しい事業が見えてこないという印象を持ちました。			パブコメ意見
		虐待問題は子どもの貧困問題と大きく重なる部分があるが、その視点での対策が盛り込まれていない。(要対協の活用など)	△	P28の1行目から6行目に、「貧困状態にある子どもたちやその親が、…(中略)…体制の整備や充実が重要です。また、健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、…(中略)…支援が必要です。」として、記載しております。 また、具体的な施策としても、P31の12行目から14行目に「生活困窮者自立支援法による自立相談支援機関を活用し、児童福祉関係者や母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して、地域におけるネットワークの構築を図る。」として、記載しております。	パブコメ意見
		子どもの貧困と虐待問題は関連性があると思いますが、その視点での対策を盛り込んでいただきたいと思っております。			パブコメ意見
		無料低額宿泊所からの自立援助ホームを公立で運営するべきでは。	×	児童福祉法第33条の6に基づく自立援助ホームは、児童に対し、生活の場を提供し、相談やその他の日常生活上の援助及び生活指導を行っております。 県内では、現在5箇所で開催されており、県では、自立援助ホームに対し事務費や生活費等、費用の一部を支援しているところです。 今後とも、施設退所後の子どもたちや、心に深く傷を受けてうまく社会に適用できない子どもたちを自立するまで支援する自立援助ホームの設置を推進することとしております。	パブコメ意見
		9都都市首脳会議で無低についての取締に関する法整備を申し入れているが、法整備に先立ち、自治体でできることを条例化するなど独自の対応はないのか。	×	無料定額宿泊所の適正な利用の確保を図るため、県のガイドラインを策定しております。	パブコメ意見
		ひとり親家庭への支援について抜け落ちている。 例えば、「インクルいわて 中間的就労支援モデル 包括的就労支援事業」のような事業モデルの検討をすること。	△	ひとり親家庭への支援施策については、「IV 4つの重点的支援施策」の各支援において、複数の事業を記載しております。	パブコメ意見
		市町村との連携についてみえない。数値目標含め誰が何をやるか。	○	《次のとおり、記載を追加します》 P38「VI 計画の周知・啓発」 8行目から12行目	パブコメ意見
		市町村と県との連携がどうなっているのかよくわかりません。		また、要支援者のニーズに応じて、適切な支援が行われることも重要です。そのためには、貧困状態にある子どもたちやその親に対する相談支援を行う県や市町村の部署や機関において、各種の支援施策の内容や実施主体等が十分に把握され、要支援者のニーズに応じて、支援施策を実施主体する県や市町村の(実施窓口)へ適切に繋いでいくことが必要です。	パブコメ意見

★ 千葉県子どもの貧困対策推進計画(案)の内容

計画(案)の項目	計画案の記載内容 【A】	第1回低所得階層福祉支援門分科会 県庁各部署・市町村・パブリックコメントによりいただいた意見等 【B】	対応 【C】	計画案 意見等に対する対応及び修正案 【D】	意見等提案 の相手方 【E】
計画案の全般(対象項目不明)への意見等					
		直接的経済的支援よりも、どうやって人との繋がりを取り続けられる環境とするか、サポートする人員への人件費を含めた予算、人材育成のための体制作りが必要とされる。	△	P28の3行目に、「必要な助言や支援等を受けることができる相談支援体制の整備や充実が重要」として、記載しております。	パブコメ意見
		貧困家庭への直接的で経済的な支援も大切ですが、各家庭をサポートし、支援につなげ自立を促すための人材を育成する予算が必要と考えます。			パブコメ意見
		窓口ばかりを増やしたり、羅列したものを設置するのみでは本当に支援が必要な人に届かない。9～5時の窓口に来ることさえ困難な状況であるが、利用者が少ないと捉えられている現状はないか。アウトリーチの方法を検討すべき。	△	生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業により、地域の支援対象者を把握し、必要に応じて訪問支援(アウトリーチ)を行うこととしており、地域の実情に合わせ、アウトリーチの手法等も検討するよう、会議等で周知を図ることとしております。	パブコメ意見
		窓口相談に来る人を待つのではなく、担当者が外に出て支援につなげる方法も検討すべきと考えます。			パブコメ意見
		ひとり親家庭への支援について。就労することができず、生活保護を受けていた方が、研修などの事業に参加することにより一般就労に結び付けば、その分だけ生活保護費が節減できると思います。	△	P33「生活保護法による生業扶助」において、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給することとしております。	パブコメ意見
		直接支援もとても大事なのですが、子育てと就労の両立ができる環境が整った会社が増えることで、子どもの貧困率が下がるし、出生率も増加するのではないのでしょうか。	△	県では、年齢、性別、障害の有無や家庭環境などの違いに関わらず、全ての県民がライフスタイルに合わせてそれぞれの意欲と能力を生かして働くことができる労働環境の整備を目指しており、ワーク・ライフ・バランスの実現などに向け、県民、企業等の理解を広め、意識の啓発を図ることとしております。	市町村
		子供の貧困対策に関する大綱では、生活保護世帯とともに、ひとり親家庭についても子供の貧困に関する指標や指標の改善に向けた重点施策に多くあげられております。 本計画の重点的支援施策の中でもひとり親家庭に関する施策について掲載しており、千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン等の計画等も策定されていることから、ひとり親家庭に関するデータや支援のあり方等の記載もしたほうがよいのではないかと。	△	生活に困窮しているひとり親家庭に関するデータにおいては、児童扶養手当の受給者数として、指標に盛り込んでおります。	市町村
		計画全体に千葉県がどう施策を進めるかが不明瞭。	△	施策の進め方については、P38「Ⅶ 計画の推進」で記載しております。	市町村
		生活保護世帯の中学生に関するデータが多く、生活困窮世帯や、ひとり親世帯に対するデータがほとんど見受けられない。	△	実態の把握について、研究することとしております。	市町村
		アンケート調査を実施している世帯が生活保護世帯のみであり、内容に偏りがある。ひとり親世帯や、生活困窮世帯の意見が反映されていない、生活保護世帯中学生だけの計画のように思える。	×	実態を把握するひとつの手法として、貧困の状態にある生活保護を受けている子どもの親に対し、アンケートを実施したところです。	市町村
		現在実施している施策をまとめている資料集となっているように思える。	△	計画について、支援を必要とする方や、相談支援の窓口などの関係機関への周知を図るとともに、個別の支援事業やそれらの窓口を整理したガイドブックを作成し、関係機関へ配布することによって、支援を必要とする方に対して、ニーズに応じた適切な支援が行われるよう、取り組んでまいります。	市町村
		計画案の策定委員等が記載されていない。	×	計画の策定委員会は、組織しておりません。	市町村